

特集*新たな帝国日本と領土拡張

竹島≡独島は日本の「固有領土」か？

朴炳涉

歴史研究家

はじめに

島根県が「竹島の日」を制定して以来、にわかに日韓の間で竹島≡独島問題が大きくクローズアップされてきました。この問題の余波により、長年にわたる両国の地方交流が途絶えるなど、無視できない影響がありました。しかし、騒がれるわりには日本で竹島≡独島問題の歴史的背景がどれだけ知られているのか疑問です。

日本の外務省はホームページで「竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土である」と一方的に主張していますが、本当に歴史的に日本の「固有領土」といえるのかどうか、また竹島≡独島はど

のような経緯で日本の領土に編入されたのかに焦点をあててこの稿を書くことにします。

江戸時代の竹島≡独島

江戸時代、現在の竹島≡独島は松島とよばれましたが、日本でこの島の領有がどのように考えられていたのでしょうか。これは水戸光圀が編纂を始めて、明治時代になつて完成した著名な『大日本史』でその一端を知ることができます。同書は隠岐国の条で松島をこう記しました。

隠岐国……およそ四島、分けて島前、島後という（隠

州視聽合記、隠岐国図、属島は一百七十九で、総称して隠岐小島という。

別に松島、竹島があり、これに属する（隠岐古記、隠岐紀行、案ずるに隠地郡の福浦より松島に至るには海上六十九里、竹島に至るには百里四町である。韓人は竹島を称して鬱陵島ウルラドという。すでに竹島といい、松島といい、我が版図となした。智者を待つが知れない。ついては、以て考えに備える）。

これによると、松島（竹島≡独島）が日本の版図と考えられたのは『隠岐古記集』（一八三三）などに基づくが、なぜそうなったのかよくわからないと記されました。

ここで注目すべきは、松島、竹島が『隠州視聽合記』（二六六七）に記述されていても、同書からは日本の版図とは考えられていなかったことです。同書は出雲の藩士である齊藤豊仙が隠岐島の郡代として見聞したことを記した書ですが、そのなかで齊藤は、磯竹島（竹島）を朱印船が行くような島、すなわち異国の地と認識し「村川氏、官より朱印を賜り、大船を磯竹島へ致す」と記しました。

村川氏とは米子の商人ですが、同じく大谷氏とともに鳥取藩をつうじて幕府から一六二四年ころ竹島（鬱陵島）への渡海免許を受け、同島で漁業や伐木などの経済活動をお

こなっていました。その最中、松島に出会い、竹島への往復の途中で同島でも多少の漁労をおこないました。そうした航海を齊藤豊仙はあたかも朱印船による活動のように記したのでした。

ところで『隠岐古記集』や『大日本史』は竹島、松島を日本の領土と考えていましたが、これは幕府による竹島（鬱陵島）の放棄を知らなかったとみられます。幕府は対馬藩をつうじて朝鮮政府と「竹島一件」とよばれる竹島の領有権交渉をおこなった結果、一六九六年に竹島を放棄したのでした。このとき、幕府は松島（竹島≡独島）も暗に放棄したとみられるだけに「竹島一件」は今日にもつながる重大事です。

「竹島一件」

当時、朝鮮において鬱陵島は江原道に属していましたが、朝鮮政府は倭寇対策のために同島を無人の地とする空島政策をとっていました。しかし、いつの間にか島に居住する者がいたり、こっそり鬱陵島へ漁労にでかける者が絶えませんでした。

そうしたなか、元禄時代の一六九二年および翌年、二年つづけて日朝漁民が竹島（鬱陵島）でハチ合わせをする出

来事がありました。二回目の遭遇の時、出漁した大谷・村川両家は二名の朝鮮人を米子へ連行しました。ひとりは後年、鬱陵島、子山島（子山島ウツヤマ）は朝鮮領であると訴えるため日本を来訪した安籠福でした。

報告をうけた鳥取藩は、幕府に朝鮮人が入島しないよう朝鮮に申し入れることを要請しました。幕府は、対朝鮮交渉の窓口であった対馬藩をつうじて朝鮮人の竹島での出漁禁止を朝鮮に申し入れたのを皮切りに、竹島（鬱陵島）の領有をめぐる外交交渉が本格化しました。

そのとき、幕府の決定に重大な影響を与えた文書に、鳥取藩の一六九五年（元禄八）の回答書がありました。これは、幕府の老中阿部豊後守からの質問に対する鳥取藩の回答でした。

幕府から鳥取藩への質問は七か条で、その第一に「因州伯州え付候 竹島はいつの此より両国の附属候哉」とありました。幕府としては、竹島をてつきり因幡いんぱん、伯耆はくしよを支配する鳥取藩に所属する島と考えていたのでした。これに対する鳥取藩の回答は「竹島は因幡 伯耆附属には御座なく候」として、竹島は自藩領ではないと断言しました。

さらに重要なのは、質問の第七項で「竹島の外 両国へ附属の島有し候かな」と尋ねたことでした。これに対する鳥取藩の回答は「竹島 松島其外 両国へ附属の島御座なく

候事」として、竹島とともに松島（竹島≡独島）についても、因伯両国に附属するものでないことを明言しました。

竹島、松島が鳥取藩の領地でなく、幕府の天領や寺社領でもなければ日本の領土ではありません。江戸時代、領主なき土地はないのが封建社会の原則なので、そうした土地は異国の地になります。一六九六年、幕府は竹島を放棄し、その旨を対馬藩をつうじて朝鮮へ伝えて「竹島一件」は落着きました。

この結末について外務省のホームページは、「鬱陵島周辺の漁業を巡る日韓間（ママ）の交渉の結果、幕府は鬱陵島への渡航を禁じたが（「竹島一件」）、竹島への渡航は禁じなかった」と記しました。

これは、松島（竹島≡独島）は日本領と考えられていなかったのが当然です。幕府は松島の存在をほとんど知らず、したがって領有意識をもっていなかったのが放棄のしようがありません。加えて当時、一般に松島は竹島の付属島ないしは竹島と一対に考えられ、史料に「竹嶋近辺松嶋」「竹嶋之内松嶋」などと記されました。したがって、竹島の放棄は同時に松島の放棄でもあると考えられました。

そもそも、松島はその名前に反して松の木はおろか、木が一本もはえていない岩の島でした。それでも松島と呼ば

れたのは、竹島と対をなすという考えから自然に名づけられたようでした。両島を対にする表現は、江戸時代の代表的な地図である「日本輿地路程全図」にもみることができず。両島は明瞭に一对として描かれました。

したがって、幕府が竹島を放棄したことにより、自然に竹島と松島は日本の版図外になったと考えられました。これは後に詳述しますが、明治政府もそのような解釈で改めて竹島と松島は日本の領土外であると確認しました。

その後、松島（竹島＝独島）への渡航は、同島がほとんど独自の経済的価値がない島であったので、竹島への渡航禁止後はほとんど顧みられませんでした。そのため、明治時



代になると外国の誤った地図の影響で、松島という島名すらあいまいになって、松島の名は次第に鬱陵島の代名詞として使われるようになりまし。かわりに古来の松島にはリアンクールやリアンコート、あるいはリヤンコ島などと外国名がつけられるようになりました。固有領土の意識がほ

とんどなかったといえます。

朝鮮の空島政策

当時の朝鮮政府は竹島＝独島をどのように把握していたのかをみることにします。朝鮮の東海（日本海）に鬱陵島があることはすでに六世紀の新羅時代には知られていましたが、長い間、東海に存在する島が一島なのか二島なのかはつきりせず、史料によってまちまちでした。

しかし「竹島一件」のころから、東海には鬱陵島と于山島の二島が存在し、于山島は日本という松島であると記録されるようになりました。たとえば、朝鮮王朝の百科全書である『東国文献備考』（一七七〇）には「輿地志がいうには鬱陵 于山は皆 于山国の地 于山はすなわち倭がいうところの松島なり」と記されました。『輿地志』は現在伝わりませんが、刊行は『隠州視聽合記』より古い一六五六年とされます。

このように日本の松島は于山島であるという認識は官撰史料で確認されるだけでなく、それを実際の行動により日本と朝鮮でアピールした人がいました。先に述べた安龍福

すでに幕府の竹島渡海禁止令が出された一六九六年、安

龍福は、鬱陵島および于山島は朝鮮領であると訴えるため、はるばる朝鮮から隠岐を経て伯耆へやってきました。安は日本へ来たとき、船に「朝鬱両島 監税将臣 安同知騎」と墨書した旗をかけた。これは日本では「朝鬱両島は鬱陵島 日本にて是を竹島と称す。 于山島 日本にて松島と呼ぶ」と理解されました。于山島は于山島をさします。

安の訴えは竹島一件をめぐる外交交渉自体にはほとんど影響を与えませんでした。安の言動は結果的に今日の竹島＝独島問題に大きな影響を与えました。それは、日本という竹島は朝鮮の鬱陵島、松島は于山島という認識を日本および朝鮮政府に定着させたことにあります。

たとえば明治時代、松島、竹島の島名が混乱し、鬱陵島を対象とする「松島開拓」問題が起きた時、外務省の田邊局長は「聞く松島は……于山なり」として、古来の松島は于山島であると判断しました。朝鮮でも先の史料以外に『増補文献備考』『疆界考』『爾宗実録』『萬機要覧』などの官撰書でたびたび「鬱陵、于山は皆于山国の地、于山はすなわち倭人のいう松島」と記録されました。

朝鮮政府は「竹島一件」の反省から、僉使張漢相を鬱陵島調査に派遣するなど空島政策の見直しに乗りだしました。一行は鬱陵島で綿密な調査をしたようですが、その過程で竹

島＝独島を望見することができたようでした。張漢相はそれを「鬱陵島事績」に次のように記しました。

東側五里ほどに一つの小さな島があるが、高大ではなく海長竹が一面に叢生している。雨が晴れ霧の深い日、山に入って中峰に登ると南北の両峰が見上げるばかりに高く向かい合っているがこれを三峰という。

西側を眺めると大関嶺のくねくねとした姿が見え、東側を眺めると海の中に一つの島がみえるが、はるかに辰方に位置して、その大きさは蔚島の三分の一未満で（距離は）三百余里に過ぎない。

張は、辰方（東南東）にある島までの距離を三百余（朝鮮）里、百二〇キロメートルとしましたが、鬱陵島と竹島＝独島間の実際の距離は九二キロです。ちなみにその距離は、後述の島根県伺書では四〇里、百六〇キロとされました。当時の水準で「鬱陵島事績」の距離感むしろ当っているほうでした。

一方、島の大きさは鬱陵島の三分の一未満と書かれています。一方、実際は三分の一なので、張漢相は竹島＝独島をかなり大きく見ていたことになり。島の大きさは違っても、東南東の方向という竹島＝独島しかないので「鬱

「陵島事績」に記された島が竹島＝独島であることはまちがいないようです。

日本の地図

安龍福の活動や竹島一件の結果、日本で松島、竹島は一对として朝鮮領と認識されるようになりました。そのため、江戸時代の代表的な地図はおしなべて松島、竹島を日本の領土外として扱いました。

官撰地図でいえば「日本国地理測量之図」など伊能忠敬の地図はすべて松島、竹島を記載しませんでした。同様に徳川幕府が幕末に伊能忠敬の日本全図や間宮林蔵の測量図をもとに唯一出版した木版画の官撰地図「官板実測日本地図」も松島、竹島を載せませんでした。

一方、民間発行の地図では、徳川幕府が最初に作成した日本図を写したと思われる「扶桑国都水陸地理図」が江戸時代初期の代表的な地図ですが、それは松島、竹島を記載しませんでした。また、一七二二年以来たびたび発刊され、江戸時代中期を代表する地図である石川流宣の「大日本国大絵図」も松島、竹島を記載しませんでした。

さらに、江戸時代後期を代表する地図として、一七七八（安永七）年に官許を得て半世紀にわたりたびたび発刊され

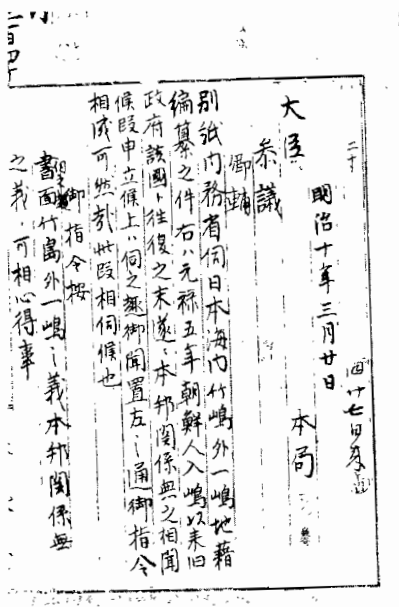
た長久保赤水の日本地図があげられます。この地図は、日本領を色分けするに際して松島、竹島を朝鮮領同様に無着色のままにしました。これは幕府の官許を得ているので準官撰地図といえますが、そこにおいて松島、竹島の両島は朝鮮領と認識されていたと見なされます。

さらに明治時代になると、国家事業として国土の測量や地図の作成がなされましたが、完成した地図は民間から『大日本管轄分地図』として一八九四年に発刊されました。その地図も鬱陵島と竹島＝独島を記載しませんでした。これは、島嶼や水路の測量を担当し、国境を画定する機関である海軍水路部が両島を日本領でなく朝鮮領として認識していたことによります。

明治政府による松島、竹島の版図外確認

明治政府は一八六九（明治二年）、朝鮮の内情を調査するため、外務省高官の左田白茅、森山茂、齊藤榮らを朝鮮に派遣しました。左田らはその翌年、報告書「朝鮮国交際始末内探書」を提出しましたが、そのなかで松島、竹島が朝鮮付属になったとして「竹島 松島 朝鮮附属に相成候始末」を記録しました。

報告書に書かれた松島、竹島ですが、明治二年前はま



太政官指令（1877年）

だ欧米の誤った地図が日本で普及しはじめる前なので、両島は古来の松島と竹島、すなわち現在の竹島＝独島と鬱陵島をさしているとみられます。

外務省がこのように松島、竹島を朝鮮領と判断したのは、報告書中に「元禄」と書かれていることからして、元禄時代における竹島一件の解決結果を確認したものとみられます。竹島一件自体は松島に言及しなかったにもかかわらず、報告書が松島をわざわざ追加したのは、松島、竹島は一对で、両島は不可分であることによります。

同様の認識は、一八七七（明治十）年に松島、竹島を版

図外とした太政官指令にもみられます。指令の端緒になつたのは、島根県から内務省に提出された伺書「日本海内竹島外一島 地籍編纂方伺」でした。これは島根県が内務省地理寮からの地籍編纂伺に回答するために作成した伺書でした。その際、島根県は独自に鳥取藩の古文書や大谷家の記録など松島、竹島関連の資料を付属文書として添付し、伺書を内務省へ七六年に提出しました。その付属文書で松島、竹島はこう記述されました。

「磯竹島一に竹島と称す 隠岐国の乾位 一百二十拾里許に在り 周回凡十里許 山峻険にして平地少し 川三條在り 又瀑布あり……次に一島あり 松島と呼ぶ 周回三十町許 竹島と同一線路に在り 隠岐を距る八拾里許 樹竹稀なり 亦魚獸を産す」

ここに記載された島同士の距離は、欧米の地図に影響されていらない江戸時代の松島、竹島を記した他の史料ともよく合致します。また、島同士の相対的な距離関係や島の大きさ、様子などが現在の竹島＝独島および鬱陵島に大筋で合致するし、隠岐の沖合に上記の距離くらい隔たった島は明らかに鬱陵島と竹島＝独島の二島しか存在しません。したがって、伺書で「外一島」と記載された松島は現在の竹

竹島Ⅱ独島の軍事的価値

島Ⅱ独島をさしていることはまちがいありません。

伺書を受理した内務省は、島根県からの付属資料に加え、独自に徳川幕府の史料を調査しました。その中心は「竹島一件」に関する日本と朝鮮の交渉記録が主でした。内務省はそれらを十分検討した結果、竹島外一島は本邦に関係ないとの結論をだしました。

そのうえ、さらに「版図の取捨は重大之事件」との認識から慎重に太政官へ伺書「日本海内 竹島外一島 地籍編纂方伺」を提出しました。これは太政官調査局で審査された結果、内務省の結論がそのまま認められ、「日本海内竹島外一島を版図外と定む」とする太政官の指令が内務省に伝達されました。

この結果、当時の日本の最高国家機関たる太政官は内務省が上申したとおり、松島、竹島を一对にして日本領でないとの公的に宣言したのでした。

この歴史的な太政官指令に関して外務省はホームページをはじめ、いっさいの刊行物で無視したままでした。重大な事実を知りながら、それにふれないのは情報隠しと言わざるをえませぬ。

竹島Ⅱ独島に対する明治政府の視点は日露戦争を機に変貌しました。その背景を知るために、ひとまず当時の東アジア情勢をふり返ってみます。日本は満州を放棄するかわりに韓国を勢力圏におさめるべく、ロシアに「満韓交換」を提案しましたが不調に終わり、ついに一九〇四年二月、

ロシアに対し戦闘行動を開始しました。

日本は、旅順に停泊中のロシア艦隊にたいし連合艦隊が奇襲攻撃をかけるとともに、臨時派遣隊が韓国の仁川に上陸、首都の漢城を制圧しました。その軍事的威圧のもとで韓国に軍事協力を強要し「軍略上必要の地点を臨機収用する」と規定した日韓議定書の調印を強制しました。日本はこの条項を拡大解釈して韓国に思うがまま軍事施設を設けるようになりました。

しかし、その日韓議定書すらほごなく日本により踏みこじられるようになりました。議定書では「大日本帝国は大韓帝国の独立及領土の保全を確実に保障」とうたっていたが、日露戦争の本格化にともない、日本は韓国の独立を保証するどころか、早くも五月には韓国を半植民地化する「対韓施設綱領」を閣議決定しました。その方針のもと、九月には第一次日韓協約を強引に承諾させ、保護国化を

着々と実行にうつしました。

他方、戦局は六月になると日本海で一挙に緊張が高まりました。ロシアのウラジオ艦隊が朝鮮海峡に出現、日本の輸送船を次々と沈めていきました。これに対処するため、海軍は敵艦監視・通信施設の増強をはかりました。

九州・中国地方の沿岸各地と並行して、朝鮮東南部の竹辺湾、蔚山、巨文島、済州島等に望楼を建設し、それらを海底電信線によつて連結しました。朝鮮内の望楼は約二〇か所にもおよびましたが、それらはすべて有無をいわせぬ軍事占領でした。そうした戦略の一環として鬱陵島に望楼を建設し、そこを朝鮮本土の日本海軍碇泊地である竹辺湾との間を軍用海底電信線で結ぶことが決定されました。

鬱陵島の望楼は二か所で九月に完成しました。海底電信線の方はウラジオ艦隊に脅かされながらも敷設が進められ、これも九月に完成しました。これによつて鬱陵島の望楼は朝鮮本土を経由して、佐世保の海軍鎮守府と直接交信できることになりました。さらに、リアンクール島（竹島Ⅱ独島）にも望楼の建設が計画され、軍艦対馬によつて予備調査がおこなわれました。

翌一九〇五年五月、リアンクール島付近で日露の歴史的な「日本海海戦」があり、日本はロシアのバルチック艦隊に大勝し、戦局を有利に転換しました。これによりリアン

クール（竹島Ⅱ独島）の戦略価値がいつそう重要視されたのはいうまでもありません。日本海軍は鬱陵島、リアンクール島を含めた水域の総合施設計画を立て、八月、リアンクール島に望楼を完成させました。

海底電信線の方は、九月に講和が成立したため当初の計画が変更され、リアンクール島と隠岐との間ではなく鬱陵島からリアンクール島を経て松江に接続されました。

こうして、朝鮮半島の竹辺から鬱陵島、リアンクール島、松江に到る一連の軍用通信線の体系がつくりあげられました。このように、日本政府にとつて日本海中のリアンクール島とは軍事的な利用対象にほかならず、またそれは当時朝鮮各地でおこなった軍事的占領と密接不可分なものでした。

竹島Ⅱ独島の領土編入

日露戦争の時局柄、日本はリヤンコ島（竹島Ⅱ独島）を軍事的に必要としていましたが、同島を領土編入する直接のきっかけになったのは、日露戦争中に提出された一漁師の「りゃんこ島領土編入願並に貸下願」でした。まずはこの「貸下願」が出されるにいたった経緯をみることにします。

明治維新以後、対外膨張の気運に乗り、多くの日本人が

竹島（鬱陵島）に渡航するようになりました。当時、朝鮮政府は鬱陵島を空島にしていましたが、日本人の移住は空島政策を転換させる契機になりました。一八八一年、朝鮮政府は日本人の渡航禁止を日本政府に申し入れるとともに、翌年「鬱陵島開拓令」を發布し開拓に乗り出しました。こうした朝鮮の措置に日本政府は八三年に島内の日本人を強制帰国させましたが、その後も日本人の無断渡航は絶えませんでした。朝鮮政府の日本人退去要求は、八八年、九五年、九八年、九九年、一九〇〇年とたびたび出されるようになりました。

九八年以降、毎年のように退去要求が出されたのは、日清戦争に勝利した日本政府が一八九八年に遠洋漁業奨励法、一九〇二年に外国領海水産組合法を制定し、一貫して海外進出を奨励し、官民一体となって朝鮮の漁場へなだれこむようになったからでした。その意義を、大アジア主義をとなえる黒竜会幹事の葛生修亮は、「我邦の勢力を扶植し……他面に於ては我邦の人口を排泄する」と侵略意図をあらわにして『韓海通漁指針』を著したくらいでした。

このような日本の官民による侵略の結果、鬱陵島には日本人警官が常駐するまでになりました。それにともない、鬱陵島への途中航路に当たるリヤンコ島も注目されるようになりました。とくに同島のアシカ猟は、日露戦争直前に

なると皮革や油の高値相場から注目され、いつそう盛んになりました。

そのなかで漁師の中井養三郎は、リヤンコ島におけるアシカ猟の独占をはかろうとして種々画策しました。リヤンコ島をよく知る中井は、同島を朝鮮の鬱陵島付属と信じ、当初、貸下願を朝鮮にある日本の統監府に提出しようとしていました。リヤンコ島を朝鮮領と信じていたのは中井だけでなく、内務省や海軍省、はては大陸浪人までもそのように考えていました。先の葛生修亮は、韓国沿岸を詳細に調査したうえで『韓海通漁指針』を著しましたが、その中で竹島＝独島を「ヤンコ島」の名前でとりあげていました。同島を韓国領と考えていたことが明白です。

中井は貸下願を推進する過程でまず農水産省に接触したところ、リヤンコ島は「必ずしも韓国領に属せざるの疑を生じ」たので、さらに水路部を尋ね、そこで同島は「無所属」との回答を得たようでした。

しかし、水路部こそ日本の国境画定機関として同島を朝鮮所屬と断定し、リアンコールト列岩の名で『日本水路誌』ではなく『朝鮮水路誌』に入れて一八九四年に刊行したのでした。海軍から独立した水路部は、戦争という時局にあつてリヤンコ島奪取の意図をあらわにしたものとみられま

こうした関係機関の意見に勇気づけられた中井は「リヤンコ島領土編入願 並に貸下願」を内務、農水産、外務省に提出しました。内務省では「此時局に際し 韓国領地の疑ある莫荒たる一箇不毛の岩礁を収めて、環視の諸外国に我国が韓国併呑の野心あることの疑を大ならしむる」として反対され、却下されかかりました。かつて内務省は、竹島、松島を本邦の版図外として判断し、太政官から確認認可を得ただけに内務省の判断は当然の成りゆきでした。

内務省に反対された中井は、今度は外務省に走り山座政務局長に陳情しました。山座は「時局なればこそ其領土編入を急要とするなり、望楼を建築し 無線もしくは海底電信を設置せば敵艦監視上極めて届意ならずや、特に外交上内務の如き顧慮を要することなし、須らく速かに願書を本省に回附せしむべし」として中井を督促しました。

外務省はかつて「朝鮮国 交際始末内探書」で朝鮮領と考えていたリアンコ島を戦争という「時局なればこそ」編入を急ぐ必要があると判断し、内務省などを説得したのでした。

結局、内務省も外務省の意見に賛成し、リアンコ島の領土編入を閣議にはかりました。一九〇五年一月二十八日、閣議は中井の申請を認める形で領土編入を決定し、竹島と

命名しました。

ここで日本政府が竹島＝独島を領土編入した論理ですが、それは「無主地」であるリアンコ島に一九〇三年来、中井が「移住」したので、これを国際法上の占領と認めて日本の領土に編入したというものでした。

しかし、この論理には無理があります。まず、竹島＝独島は民間人が居住できるような島ではなかったし、また中井が竹島＝独島に本格的に居住した事実もありませんでした。中井が同島を利用した実態は、四月から八月にかけてアシカ猟のたびに菰葺小屋で「毎回約十日間仮居」したにすぎないのであり「移住」や「占領」とはほど遠いものでした。

それにもまして重要なのは、日本政府が朝鮮領であるリアンコ島を無主地と判断したことです。かつて内務省や外務省、海軍省、太政官など関係機関がこぞつて同島を朝鮮領と考えていましたが、その判断を根本的に覆すものでした。そしてその主な動機は、これまで見たように日露戦争遂行のため同島に軍事施設を設けることにありま

した。なお領土編入の閣議決定に際し、日本は関係国である朝鮮との協議はおろか、政府レベルでの公示すら一切しませ

んでした。これは小笠原諸島の領土編入とくらべると対照的ですが、小笠原諸島の場合、日本は関係国であるアメリカなどと何度も十分な協議を重ねて相手国の同意を得て領土編入をおこないました。それに反し竹島は独島の場合は政府内で秘密裏に処理されました。官報による告示もなく、わずかに政府の訓令を受けた島根県が県告示で公表したにとどまりました。同県はちょうど百年前の二月二十一日、県告示四〇号で同島を竹島と命名し、隠岐島司の所管にすると公示しました。

このように日本の竹島は独島編入は政府レベルで秘密裏になされたので、日本国民はその事実をほとんど知らずにいました。それどころか主要なマスコミすら知らずにいました。告示から三か月以上たった五月三十日、日本海海戦を伝えるほとんどの新聞は「竹島」の名前を用いず、外国名の「リアンコルド」岩という名で報道しました。

はなはだしくは、官報や海軍省ですら「竹島」でなく「リアンコルド」岩の名を使用していました。これはかつて水路部を擁し、国境について熟知しているはずの海軍省ですら「竹島」編入の事実を知らなかった可能性がります。もし知っていたなら、日露戦争で戦局が日本に有利になるまで秘密扱いにしていたのかも知れません。

「竹島編入」について外務省のホームページは「閣議決

定及び島根県告示による竹島の島根県への編入措置は、日本政府が近代国家として竹島を領有する意志を再確認した」と記しましたが、秘密裏の措置が近代的であるとは我田引水にすぎます。

さらに外務省の「固有領土」という言い分ですが、これは明治政府が強弁した「無主地」という主張と相容れないのは言うまでもありません。

戦後の取り決め

戦後、日本はポツダム宣言をとおしてカイロ宣言を受けました。日本を占領した連合国総司令部GHQはカイロ宣言「日本が奪取し又は占領したる太平洋に於ける一切の島嶼を剥奪する」という原則にしたがい、指令SCA P I N六七七号を一九四六年に発し、竹島は独島を日本から政治的、行政的に分離しました。これは最終的決定ではないとされましたが、これに変更を加えるような国際的明文規定は現在にいたるまで作成されませんでした。

一時、サンフランシスコ講和条約交渉において竹島は独島問題が論議されましたが、結局、一九五二年四月に発効した条約文に竹島は独島はまったく言及されませんでした。当初のアメリカ案は竹島は独島を韓国領としましたが、

途中から日本のロビー活動を受けられて日本領にするなど迷走しました。結局、竹島は独島を韓国領とするイギリス案との調整過程で最終的に日本領案も削除され、竹島は独島の文字は条約文に一言半句も記されませんでした。

最近、アメリカのロブモ氏により発見された駐日アメリカ大使館の秘密資料では、アメリカは一九五二年、竹島は独島が「ある時期に朝鮮王朝の一部であった」との結論を出していたことが判明しました。このように、新しい資料が発見されるたびに「日本の固有領土」説はますます不利になる一方です。

あとがき

明治政府は、江戸幕府が竹島（鬱陵島）とともに松島（竹島は独島）も一体として放棄したと解釈し、両島を本邦の版図外とする太政官指令をくだしました。これは外務省の「竹島は日本の固有領土」という認識とはおよそほど遠い決定だったといえます。

その後、日本は日露戦争時に「時局なればこそ」という理由で、朝鮮領と考えていた竹島は独島を「無主地」と強弁し、中井から出された「りゃんこ島領土編入並に貸下願」を認める形をとり、政府レベルで秘密裏に竹島を領土

編入しました。これが韓国から日本は帝国主義的方法で竹島は独島を奪取したと非難される由縁です。

日本は竹島は独島に関するすべての史実を明らかにしたうえで、外務省の「竹島は日本の固有領土」という主張に無理があるなら、竹島は独島をカイロ宣言の精神にそっていさぎよく断念すべきではないでしょうか。

最後におことわりですが、引用した史料でカタカナ書きはひらがなに、旧字体は新字体に、漢文は読みくだし文にしました。そうした史料や参考文献などは左記のサイト「日本の竹島は独島放棄と領土編入」をご覧ください。

<http://www.han.org/a/half-moon/hm095.html#No.698>

(バク・ピョンソビ)

【筆者メールアドレス half-moon@muji.biglobe.ne.jp】

飛 磯

労働者の総合誌

47

2005
夏

特集

新たな帝国日本と領土拡張

竹島=独島は日本の「固有領土」か? 朴炳渉

日本の領土拡張としての海洋 窃盗した「尖閣諸島」 加藤智久

アイヌ民族のための「場所=土地」を東京に 長谷川修

植民地支配下ミクロネシアのハンセン病隔離政策 滝尾英二

市民に向かう教育ファシズム 坂巻岳男

連載

ハンセン病問題と天皇制3 藤野豊

万博の現場政治学—愛知・地球破壊博 岡崎勝

TSUBUTE

飛 磯

47

特集 新たな帝国日本と領土拡張

つぶて書房



ISBN4-8462-0300-X

C0030 ¥1000E



定価・本体1,000円+税

発行・つぶて書房 発売・れんが書房新社

特集 許すな!
新たな帝国憲法

飛 磯

つぶて

46



定価 1,000円+税
ISBN4-8462-0294-1

特集 たちがあがる
非正規労働者

飛 磯

つぶて

44



定価 1,000円+税
ISBN4-8462-0286-0

人間らしい話し合いを
河野本道の差別図書を弾劾する
「飛 磯」編集委員会編

アイヌネノアン チャランケ



定価 2,500円+税
ISBN4-8463-0409-4

つぶて書房 〒652-0881 神戸市兵庫区松原通1-1-40 TEL & FAX 078-672-5601